

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、茨城県介護テクノロジー定着支援事業補助金（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 茨城県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下、「介護事業所等」という。）

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、以下のとおりとする。

なお、補助対象事業に係る留意事項は別紙のとおり。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。

イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

第4条第1項第1号の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため、第4条第1項第1号又は第2号により介護テクノロジー

ジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

イ 厚生労働省委託事業の相談窓口による業務改善支援

厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。なお、本研修とは別に第7条に定めるとおり、相談窓口へ相談することとする。

（補助要件等）

第5条 次の各号に掲げる要件等を全て満たすことを補助要件とする。

（1）以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

（2）以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）

- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

(3) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。(第16条による業務改善計画に係る効果の報告により確認する。)

(4) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITYACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策(一つ星or二つ星)を講じていることを宣言すること。

(5) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第7条による業務改善計画を作成すること。

- ・ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- ・ 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- ・ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル
- ・ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(6) 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム (Long-termcareInformationssystemForEvidence; LIFE (ライフ)。) による情報収集に協力すること。

(7) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

(交付額の算出方法)

第6条 補助金の交付額の算出方法は、別表に定める基準により交付するものとする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(業務改善計画の作成)

第7条 補助金の交付を受ける者は、業務改善計画を作成するものとし、第8条による交付申請の添付資料として県に提出するものとする。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口にご相談すること。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

なお、申請にあたっては、「いばらき電子申請・届出サービス」による申請を原則とするが、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて申請することもできるものとする。

(交付決定の通知)

第9条 この補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第10条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内に行うものとする。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 第1号から第5号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

(変更交付申請)

第12条 この補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 第9条による補助金の交付決定を受けた者は、この補助金による事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに、「いばらき電子申請・届出サービス」により報告又は、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 この補助金の交付額の確定は、交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について茨城県に返還を命ずるものとする。

(業務改善計画に係る効果の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助を受けた翌年度から3年間、補助を受けた介護事業所等において第7条により作成した業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。

なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(書類の提出部数)

第17条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和7年9月1日から施行する。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額 円

2 申請事業（申請する補助対象事業に○を付けてください）

	介護テクノロジー等の導入支援
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
	導入支援と一体的に行う業務改善支援

3 添付書類

- (1) 所要額調書（参考様式1～4）
- (2) 歳入歳出予算書抄本（参考様式5）
- (3) 業務改善計画様式
- (4) 見積書写し

4 受領方法

口座振替払い

金融機関名	銀行	支店
預金の種目		
口座番号		
口座名義（フリガナ）		

殿

茨城県知事

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定額の内訳については、次のとおりであること。

（単位：円）

補助対象事業	交付決定額

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

令和7年度茨城県介護テクノロジー一定着支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け長福第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、令和7年度茨城県介護テクノロジー一定着支援事業補助金交付要項第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 申請事業（変更申請する補助対象事業に○を付けてください）

	介護テクノロジー等の導入支援
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
	導入支援と一体的に行う業務改善支援

4 添付書類（補助区分ごとに以下の書類を添付）

- (1) 所要額調書（参考様式1～4）
- (2) 歳入歳出予算書抄本（参考様式5）
- (3) 業務改善計画
- (4) 見積書写し

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

令和7年度茨城県介護テクノロジー一定着支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け長福第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付精算額 円

2 報告事業（報告する補助対象事業に○を付けてください）

	介護テクノロジー等の導入支援
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
	導入支援と一体的に行う業務改善支援

3 添付書類（補助区分ごとに以下の書類を添付）

- (1) 精算額調書（参考様式6～9）
- (2) 歳入歳出決算書抄本（参考様式10）
- (3) 領収書又は支払いが確認できる書類
- (4) 導入機器の活用状況が確認できる写真 ※導入支援と一体的に行う業務改善支援は不要

殿

茨城県知事

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付額確定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知する。

記

1 交付確定額 円

2 交付確定額の内訳については、次のとおりであること。

（単位：円）

補助対象事業	交付確定額